

第3回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会

日時：令和8年5月26日（火）14：00

場所：伊賀市役所 202・203 会議室

事務局：ただ今から、第3回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。

皆様には、ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。私、議事が始まるまで進行を勤めます障がい福祉課の谷口と申します。よろしくお願いします。本日もご出席いただいております委員は22名中、19名です。当計画策定委員会条例第6条により、委員の半数以上の出席があるため、本委員会開催の要件を満たしていることをご報告します。本日の計画策定委員会では、11月中旬から12月初旬にかけて行いました「伊賀市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果から見えてきた課題などを踏まえ、第5次伊賀市障がい者福祉計画の骨子案についてご意見いただきたいと思います。

あいさつ

事務局：それでは、健康福祉部長の川北よりご挨拶をいたします。

健康福祉部長：皆様、こんにちは。健康福祉部の川北でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。日頃は、伊賀市の地域福祉、また、障がい者福祉の推進のために、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、改めまして感謝申し上げます。本日は、お忙しいところ、第3回の伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を開催しましたところ、たくさんの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。伊賀市では、昨年度、第5次地域福祉計画を策定いたしました。この計画の策定にあたりまして、伊賀市内の全39の自治協を回り、様々なご意見を聞きながら策定いたしました。日ごろから地域福祉にかかわっていただいている様々な団体にも出向き、皆様の声を聞きながら策定を進めました。市民の皆様、それぞれの地域の方からは、これからの少子高齢化社会に向けて、一人暮らし、通院、移動など、これからの社会について、多くの不安の声を聞きました。第5次地域福祉計画では、一人ひとりがつながり、すべての人が輝く共生のまちづくりを基本理念とし、住まい、医療、健康、防災など八つの目標を定め、自助、互助、共助、公助、他機関連携といった実践により、地域福祉の推進を市民の皆さんと一緒に進めていきたいと考えております。本日は、この地域福祉計画を推進していく中で、障がい者分野の実施計画の策定について、ご協議いただきたいと思いますと考えております。次期計画の策定に向けて、様々なアンケート調査をしたと

ころ、新たな課題も見えてきております。本日はその辺りについてもご報告しながら、次の計画策定に向けて、皆様方それぞれのお立場でご意見を頂戴したいと考えております。本日、大変限られた時間ではございますが、有意義な時間としたいと思いますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

事務局：それでは、協議事項に入る前に皆様にお願いがございます。この策定委員会
は、伊賀市情報公開条例第 24 条に基づき、会議の公開を行うことと、審議会等
会議の公開に関する要綱第 8 条に基づき、議事概要、会議記録作成のため録音
をさせていただくこと、ご了承いただきたいと思います。また、人事異動等に
伴い、新しい委員の皆様がおられるので、お名前を読み上げて紹介いたします。

(委員紹介)

次に、事務局より配布資料の確認をいたします。

事務局：(資料確認)

事務局：それでは、事項書に沿って進めます。ここからの進行は、伊賀市障がい者福
祉計画策定委員会条例 6 条に基づき、委員長である榎本様をお願いしたいと思
います。榎本様、よろしくお願いいたします。

委員長：皆様、こんにちは。委員長を務めます榎本です。先ほど説明があったように、
今回アンケート調査の結果が出揃いました。皆様におかれましては、大変お忙
しい中、アンケート結果を見ていただき、その中でご意見等を事務局に寄せて
いただきました。それらを反映して、課題等が明らかになってきています。そ
れが、次期計画の骨子にあたると私は考えております。今回は事務局から骨子
案が出て来ますので、それに対して委員の皆様から忌憚のないご意見をいた
だきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に進みま
す。

【議題】

1 事業所アンケートについて

委員長：議題 1、事業者アンケートについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料 1 について説明)

委員長：事業所アンケートということで、調査票と結果を分けて見てもらおうと、理解がしやすかったと思います。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見あれば挙手をお願いします。いかがでしょうか。

委員：市民向けのアンケート、膨大なアンケート結果を送っていただき、それに対する意見を出させていただいたのですが、そこは今日、時間がなかったということですが。この事業所向けのものも、障がい者福祉計画に反映されるものという考え方でよろしいでしょうか。もしそうであるならば、今聞いただけでは、なかなか良いものもできません。大変だと思いますが、市民向けのアンケートの結果もいただいているので、送っていただき、委員に情報共有しても良かったと思います。事務方も大変なので意見だけにいたします。

委員長：ご意見ありがとうございます。事務局、何かありますか。

事務局：事業所アンケートにつきましても、骨子案に向けてのところに反映させていきたいと考えております。

委員長：事業所アンケートの報告書という形で、冊子として示される予定でしょうか。

事務局：今は整理だけですが、今説明したような内容で整理したものを、委員の皆様にもまた提供するようにします。

委員長：項目ごとの文章となっていれば、より分かりやすかったところもあるかと思っています。他にいかがでしょうか。よろしくお願いします。

委員：アンケートについて、私たちの立場からお願いがあります。事業者の皆さんが頑張っている中で、子どもが卒業しまして、B型事業所にいったことで時間が早く終わり、その後親がその時間に帰ってこなければいけないので、どうしても仕事をやめる方が多く、私たちも悩んでいる状況です。頑張っていると思います。お願いします。

委員長：ご意見ありがとうございます。利用に関しても、スムーズなつなぎというのか、そうしたところだと思います。また、検討していくのが良いと思っています。他にいかがでしょうか。

2 伊賀市障がい者福祉計画骨子案について

(1) 計画目標別の課題について

委員長：それでは、事項2番に移ります。伊賀市障がい者福祉計画骨子案について、説明をお願いします。

事務局：(資料2について説明)

コンサル：(資料3について説明)

委員長：ただ今説明があった、資料2、資料3につきまして、資料2は委員からの意見、資料3はアンケート結果から現行計画の骨子に合わせて説明いただきました。根拠となるアンケートの問い番号を入れている部分がありますので、そちらをご覧くださいながら、またご意見いただければと思います。委員の皆様、今の説明の中で気になる点があれば挙手をお願いします。

副委員長：事務局に質問があります。資料3までは説明だと思っていて、資料4で今までのものを見たまま次期骨子案が示されるので、ここで皆さんから意見を聞いて修正していきたいと思われていると思います。その考え方でよろしいでしょうか。ここまでは報告を聞いて、よほどのことがあれば、どういうことですかと聞かせてもらいますが、資料4の新たな骨子案に我々から主に意見聴取をするという流れでよろしいでしょうか。

事務局：言っていた通りです。報告の内容で気になった点がありましたら、今ご意見をいただき、最終的には骨子案にいきますので、すべてまとめて骨子案のところで、より意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員長：そういうことですが、いかがでしょうか。それでは、今日のメインの骨子案を説明していただいてよろしいでしょうか。そちらで集中的にいくということで行きたいと思います。

(2) 計画骨子(案)について

委員長：それでは、事項2(2)、計画骨子案について、資料4の説明をお願いします。

コンサル：資料4について説明

委員長：骨子案は非常に計画において大切になってくるかと思います。骨子案から具体的な文言等が出てくるというご理解で良いと思います。最初に委員から質問

があったような内容、切れ目のない支援などがどこに入るのかも含めて、委員の皆様が気になっている部分がどこに入ってくるのか考慮しながら、ご質問、ご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員：新たに追加された3番の「安定したサービス提供体制を確保する」というところで、人材とサービスの質のことを挙げてもらっていますが、先ほどの報告の中で、社会資源不足やサービスが不足しているという報告があったように思います。量は良いのかと気になりました。量のことについても一度、必要であれば付けておいてもらえばよいかと思いました。

委員長：ありがとうございます。事務局、何かありますか。

事務局：この後、基本方針の下に施策等を付けていきます。その際に量の整備、不足していた部分も念頭に入れながら考えていきたいと思っています。

委員長：他の皆様、いかがでしょうか。

委員：2点あります。1点目は、計画の骨子の次の施策の話です。情報提供の話がよく出て、ホームページ等の従来手法を見直すとあります。例えば、実際の施策として、伊賀市の公式LINEなどもあるのでしょうか。名張市にはあります。そういった方々に対する伊賀市公式LINEのセグメントでの配信の強化です。ホームページは自分から情報を取りにいかなければ受け取れません。その取り方を知らない人がたくさんいます。せっかく良い計画、サービスを提供していても、市民に周知されていないことが問題だと思うので、まずはデジタル面の強化です。それと並行して、スマホを使えない方、高齢者の方もいらっしゃいます。アナログ面、デジタル面の双方を、計画の後の具体的な施策として落とし込む必要があるのではないかと思います。相談支援専門員、地域の民生委員の方の対面での訪問時に、こういうものがありますといった、デジタルに頼らず、アナログと双方で、少しでもアンケートの反映の数も増えると思います。私も事業所としても、そういったことを考えていかなければいけないと考えていました。次は、見直しポイントの部分で説明いただいたところで気になるのは、目標3のグループホームの不足というところです。令和9年4月、おそらく政府の方向性として、グループホームに関しては、総量規制が入る流れになっています。一定量のグループホームができれば認可がされません。伊賀市のグループホームをどこが認可するのかというと、指定権者は三重県です。伊賀市の障がい計画の中に、具体的な数字としてグループホームを盛り込むとして、認

可するのは三重県なので、計画と三重県との方向性はどのような感じになるのでしょうか。達成率が、国の方向性があるので、絵に描いた餅にならないでしょうか。ただ、グループホームの不足という抽象的な一面はありますが、必要なグループホーム、重度化に対応したグループホームというのはアンケートにあったので、そういった部分を県にプッシュしていただいて、県が認可、不認可を選べるので、その部分のプッシュを伊賀市として進めていただければ、計画の実行性が生きてくると思います。今のままでは、総量規制の波に流されて、認可、不認可で。グループホームは本当に多いと思います。

委員長：ご意見ありがとうございました。事務局、何かございますか。

事務局：グループホームの件ですが、三重県的に言うと、伊賀市はたくさんあるという認識になっております。ただ、伊賀市の住民には少ないと思えるというのは、伊賀市外の三重県で少ない地域もあるので、その辺りの支援を三重県は考えています。伊賀市は、重度のグループホームが明らかに少ないと出ているので、その辺りの考え方を三重県にも共有していくように考えます。現行の障がい者福祉計画につきましては、数値の目標はありません。数値の目標は、障がい福祉計画というもう一つの計画になりますので、今回は理念的なものです。市民全員が使えるようなグループホームが充実することを目指していきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。またご意見をお願いします。

委員：事業所が児童発達支援センターということで、小児について1点教えてください。骨子案のⅠ－3「保健・医療・福祉分野の連携体制の強化」と書いてありますが、伊賀市に小児科自体が減っています。一極集中になっている状況があります。保健・医療・福祉分野の連携体制の強化で小児医療を賄えるのでしょうか。名張市は産科がなくなりました。伊賀市には森川病院しかないという状態で、市民病院も産科はないので、人を編入してくださいというような文章がありますが、小児医療、産科がないことは子どもを産むということ自体ができない町になっていくことを、どのように連携体制強化でカバーリングするのでしょうか。この計画案とは違う計画に載っているかもしれませんが、喫緊の課題ではないのでしょうか。二つ目、骨子案Ⅱ－1「一生涯を通じた生活支援システムの充実」の「発達支援体制の充実・推進」というところがあります。伊賀市自体は、発達支援体制の図、生まれてから大人になるまで、亡くなるまであるかもしれませんが、図をどのように描いているのか、センターを始め7年来

ていますが、一度も見たことがありません。図の描き方、例えば、母子保育、教育からの連携がなかなか難しい中で、絵になっていないと思うところがあります。体制図のようなものがきちんとあるのでしょうか。三つ目、2と3です。3の教育の部分は「インクルーシブ教育の推進」と書いてありますが、2のところは「障がい児保育の充実」と書いてあるのはなぜですか。今、保育の中でもインクルーシブ保育の推進と出ていると思いますが、なぜここだけ障がい児と切り離したような言い方をしているのでしょうか。これもまた違うところかもしれないですが、インクルーシブ教育、インクルーシブ保育をするためには環境を整える必要があると思います。例えば、教員、保育士の不足は、学校、保育園を回っていたら如実に見えてきます。インクルーシブ教育、保育という名前だけが先行していて、内容はどうなっているのでしょうか。人の環境、ものの環境、空間的な環境が伴っていないところを、このような熟語でまとめて良いのでしょうか。ここからどうするかというものが出てくれば良いです。最後に、出生率が下がってきている中で、「放課後や長期休業中の活動の場の確保」は、どの程度必要であるか、皆さんはどう考えているのでしょうか。放課後デイは足りませんが、母子保健から聞いた手帳の発行率で考えたときに、明らかに三分の二ぐらいになっています。その中で障がいのある子だけで、かつ、伊賀市の場合、今多国籍になっていて、外国籍の障がい児もいます。その部分を表していくのは、どこなのでしょう。うちの事業所も日本の方のほうが少ない可能性が高いと聞いています。先ほど言った通訳も、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、台湾の子もいますが、そういう言葉を使える人をどのように雇っていくのかは、事業所に任せられるのか、市から派遣してもらえるのか、もう少し考えてもらえると助かります。

委員長：ご意見ありがとうございます。見えてくるものは、本当にその部分は考えていかなければいけないところと、障がいの課だけではなく子どもの課も含め、もっと見ていかなければいけないと思った次第です。事務局、いかがでしょうか。

事務局：一つ目の小児、産科、「保健・医療・福祉分野の連携体制の強化」という部分ですが、計画自体は障がい福祉課だけが行うものではなく、全庁を挙げて実施していく、また、市役所だけではなく、事業所、市民の皆さんを巻き込んでやっていくための計画を作っております。今の保健、医療、福祉分野の連携体制のネットワークとして、医療関係と話を進めている課もあります。そちらの事業もまた連携していく形になるかと思います。それから、2番目の発達支援体制が見えにくいということですが、子どもが0歳から二十歳になるまでの体制

というのは、市の中でちょっとしたパンフレットを作っているのですが、そういったものが出ていないということが見えてくるかと思います。情報の出し方を、先ほど他の委員に言っていただいたように、いろいろな媒体を使い、紙、LINE、YouTubeなどいろいろな方法、今までと違う方法、一つのやり方だけでなく、市民の方、障がいのある方、子ども、親御さんの形のいろいろなやり方で出していかなければいけないと、今回の調査等からすごく思いました。そういう体制というのは、市の中で構築しております。それを出していく形で、その課とも話をし、言っていただくように入れていきたいと思います。3番目のインクルーシブ教育は、確かにそうです。学齢期だけではなく、早期のところにもあることを考えると、その言葉をどこに入れるのが良いのか、両方に入れるのか、一番上の生涯のところに入れておくのか、私もお意見をいただいています。

事務局：産科の話が出たので少し補足をいたします。おっしゃるように伊賀市、名張市で今、分娩ができる施設は伊賀市内に一か所しかないという状況でございます。一昨年にそのようになることが分かったので、令和7年度に向けて、当該医療機関と私どもと三重県と名張市で、どのような形で産科を今後も維持継続していけるか、協議を進めています。とりあえずは、今一つある医療機関について、継続していただくために、県と名張市と私どもで一緒に支援している現状でございます。今、伊賀市全体で年間に生まれる子どもの数が400を切っている状況です。現状一つの医療機関で不足している状況にはなっていないので、できる限り長く継続していただけるような形で、今後も支援を継続、強化していきたいと考えております。あと、保健、医療、福祉分野の連携では、伊賀市内では保健、医療、福祉分野の連携検討会という場所を作っております。10年以上続いており、計60回ぐらいの会議を重ねております。都度議題は変わってきていますが、医師会の役員様、両総合病院の院長先生、社会福祉法人の連絡会、社会福祉協議会、保健所、訪問看護の事業所、薬剤師会、歯科医師会などに入っていただき、地域の課題に取り組んでいます。今年度はこれから会議を開きますが、今年度の新たな取り組みとして、災害医療についてしっかりと取り組んでいきたいと、今年のテーマとして考えています。全体としても、災害時に避難が困難な方についてどのようにするかということで、個別避難計画に昨年度から力を入れて進めています。それと連動するような形で、検討会の中でも災害医療についてしており、連携をする場としてできていると思っています。その輪の中で、地域の課題について今後も議論を続けていきたいと考えているようです。

委員長：四つ目として挙がっていた、障がいを持つ外国籍の子どもの方について、少子化が進んでいる中でどのように考えていくのか、この点に関して何かご意見ありますか。

事務局：外国籍の方は本当に増えております。増えているというよりは、定住されている方が伊賀市の場合たくさんいらっしゃいます。転居だけではなく、65歳を超えて介護保険を使われている外国籍の方もいらっしゃいます。それぐらい伊賀市に多国籍の方がいらっしゃって、いろいろな言語が必要になっており、とても重要になってきています。今、通訳が伊賀市にもいます。それから、外国籍の子どものために常駐している放課後等デイの事業所が伊賀市にできたので、そちらに通われている方も増えてきています。そのようなところにも触れていくことを目指せればと思いますが、今ここでこのような施策があるというところまでは。また骨子を決めて、この中からどういうことができるか、庁内全体の課でどういう意義を考えていくか会議し、細かな施策を決めていきます。その部分に対して、今いただいた部分を強く入れていきたいと考えます。

委員長：ありがとうございます。他に委員の皆様、いかがでしょうか。

委員：委員長がおっしゃっていて、資料2のところにもありましたが、18歳以降の子どもの生活は、親にとって非常に不安ということはつくづく思っています。この生涯を通じての社会参加というところに入ってくるかと思えます。伊賀市の場合、学齢期、高校までの子どもたちに対するいろいろなサポートはありますが、高校を出てからは就労を含め、自助努力でやってくださいというところがあります。前から言っているさぼ一とファイルも、学齢期は充実していますが、それ以降は自分たちで一生懸命書かなければいけません。障がい者年金をもらおうと思うと、親が必死になって書いたりします。そういうところを市としてサポートをしていただける形を、どこに入れたら良いのでしょうか。Ⅱのところにもそういうものを考えていただければと思います。それから、就労です。今、企業の話もありましたが、A型からB型に移行しているところが多いと思います。事業所が独自に営業して障がい者が働けるような場所を、ほとんどは施設内就労ですが、一部施設外就労をやっている事業所もありますが、いずれにしても事業所の個別の努力です。伊賀市も今は企業のつながりということで、先ほど全庁を挙げてとおっしゃっていたので、そことの連携で、事業所で施設外就労も含め、障がい者を雇用できる場所があります、施設の中で障がい者の働いていただける仕事がありますということも、ぜひ全庁を挙げてしていただきたいと思います。それから、新しくできたⅢの2の一番下、「中核的支援体制の

強化」という言葉があります。中核的支援体制とはどういうものか、イメージが湧かないので、説明いただければと思います。

事務局：「中核的支援体制の強化」の部分は、全国的に国から、相談支援やサービスへのご助言で、基幹という役割を各市町は備えるようにと付けられています。伊賀市は、伊賀市障がい者相談支援センターの中に基幹機能があります。それから障がい児については、国の障がい児の発達児童支援センターの機能強化ということで、市の中核的な役割を担い、各サービス事業所等への助言、質の向上など、いろいろなことをやっていくようにと、こちらは市直営ではなく委託でれいあろは、にお願いをしています。子どもの基幹、大人の基幹、それぞれのサービスの中核的な役割を担いながら体制を整えて、助言、支援をしていくという部分は、今まで位置付けが明確化されていなかったのこちらを入れました。企業への雇用の件ですが、目標Ⅱの4、「就労支援の推進」の「企業等における障がいの理解と雇用の推進」というところで、今回障がいの理解という部分を追加しました。勤めても理解がないのでやめてしまう、理解がないので雇用に進まないこともあるので、そのための行動をしていきたいということで、重く書いております。その役割として、企業誘致の産業政策課とも連携しておりますし、こちらの就労部会でもいろいろな雇用の啓発ということで、事業者に対して研修等を行っております。7年度から、ハローワークから就労の案内、募集があれば、その都度情報をいただいております。それを窓口に置くだけでは広がらないので、各事業所にその情報を送ることも新しく取り入れております。18歳以降の部分は、一生涯というところになるかと思います。学校を終えて、就労に向けて支援していくこと、言葉では入っていませんが継続して取り組みを考えております。

委員長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

副委員長：入っているか、入っていないかで結構ですので、お願いします。おっしゃっていただいたように、障がい者計画なので、ざっくりとした計画だと思っています。すべてが盛り込まれているという認識だと思いますが、しつこく聞いてみたいと思います。根底にあるのは少子高齢化だと思います。少し違いかもかもしれませんが、最近、子どもの専門家と話をしていたときに、子どもは絶滅危惧種ですとおっしゃられている専門家がいらっしゃいました。子どもから大人への支援が大事だと思っておりますが、例えば、他委員に色々言われてしまいましたが、先生や放課後デイなどで見てもらって、私のかかわっている方も、つばさ学園にすごく楽しく行っていました、卒業して先生の補助などがなく

なり、自宅に引きこもられた方もいらっしゃると思います。18歳の壁問題、受け入れが難しい方がいらっしゃると思います。トランジション支援などだと思いますが、子どもから大人になっていくところは、どこに入っているのでしょうか。それに伴い、医的ケア、重度の方の支援が伊賀市はどうしても弱いと思います。この辺りはどこに入っているのでしょうか。あと、他委員がおっしゃられています、弱いと思っているのは地域生活拠点です。数は整ってきているかもしれませんが、緊急時の対応でご家族は不安なところが多いと思います。そういったところの充実は、どの項目に入ってくるのでしょうか。あと、就労のことを皆さんおっしゃられています。就労支援というのは、全国的なことは分かりませんが、就労になってしまっていて、就労が継続していく支援が圧倒的に足りないと思っています。ここは押し出す側の支援の問題と、企業側のミスマッチ、本人の希望にそった支援ができていいのかというところで、継続率が全国的に弱いと思います。その辺りを就労支援にちゃんと盛り込んでいただきたいと思います。最後に1点お聞かせいただきたいのは、ゆるい計画ではありますが、ゆるい計画だから大事だと思います。K P Iをどうやって設定するのか、お考えいただいているところがあれば、お教えいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

事務局：先ほども話があったのですが、18歳の教育から社会にというところは、目標Ⅱの1に該当してくるのではないのでしょうか。この中で「年齢に応じた」という言葉が赤字になっています。現行計画では、ここが「高齢となった」という書き方でしたが、高齢だけではなく、それぞれの年齢、例えば、学校を終えて社会へ出た年齢など、年齢に応じた障がいがある人への支援を入れております。それから、生活支援拠点に関しても、こちらに入ります。医療ケアは、目標Ⅰの3が関係してきます。3が重いですが、2も生活支援ということで、家族介護者への支援、医療的ケアが必要な方の介助者の疲労などの支援も必要になってくるので、そういうところも入れております。就労継続に関しましては、Ⅱの4「就労支援の推進」です。K P Iは、この骨子から次の細かなところが出てきて、庁内でいろいろな施策をどのように行っていくかを考えてからになると思います。ここではまだK P Iまではいかないと考えています。

副委員長：しっかりと見て示される、作られるということによろしいのでしょうか。ありがとうございます。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：今言われていた医ケアの話です。医療ケアのコーディネーターの研修にいてる職員がもう一人、計画相談の相談にいています。そこでは、伊賀市、鈴鹿市などをまとめたネットワークがあり、伊賀市に医療ケアを返すことができないとよく言われます。それは中核病院がないことと、小児科がないのも一つですが、往診してくれる人がいないということで、もともとうちに来たいと言っていたオーダーがあった医療ケアの方も、最終は鈴鹿に引っ越していく状態です。医ケアを受けるためには条件がたくさんあるので、この条件に合う町に転居した人が、うちでは3組います。なかなか難しいかと、今聞いていた感想です。

委員長：ありがとうございます。今のご意見に関して、事務局、お願いします。

事務局：医的ケアも、先ほど言っていたように、5市で一緒にネットワークを作り、研修等しながら進めています。やはり、伊賀市に戻ってこれることができないというところが、一番重要になっています。医的ケアで入院されて、その後、伊賀市に戻ってこないことがほとんどです。戻ってきたとして、その方を支えていくために、介護者が大変になることがたくさんあることも、よく聞いています。それをフォローするために、医療ネットワークも関連して、いろいろな話で続けていきたいと考えています。

委員長：もう少し、踏み込みたいです。その辺りは、次回、実際の文章の中に入ってくるのでしょうか。医療のほうの計画との整合性、連携も重要になってきますが、そのすり合わせは庁内であるのでしょうか。

事務局：小児科医という形になるかと思います。小児科だけではなく、ドクターの不足は伊賀市全体としての課題ではないかと思っています。なかなか市行政だけで解決できるような内容ではないと思いますが、大きな課題であると認識しております。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：私が計画相談している中で困っていること、利用者の支援をするにあたり、グループホームが足りないなどもあります。家計の問題がよく挙がってきます。お金がないとか、自分で家計を計画的に使うことができない方とか、最近は保護者も支援が必要な方も増えていて少し困っています。一番上の権利擁護、意思決定支援のところにかかわってくるかと思っています。市の相談部会でも今年は

お金をテーマにしたケース検討会をしています、その辺りも障がいのある方の生活を支えることで、お金の問題をどこに入れたらよいか分かりませんが、大きな課題だと思っています。また、今、後見人を裁判所に申し立てしている方もなかなか決まっています。日常生活自立支援でもお世話になっていますが、日常生活自立支援だけではなかなか対応ができない方がおられます。自分で上手にSNSで情報を取ってこられますが、それを正しく使うことができなかったり、詐欺にあってしまって何十万というローンを抱えてしまっている方もおられます。この辺りの権利擁護、意思決定支援で、「自分らしく暮らせるまちを」と思うと、そういうことの支援、セーフティーネットワークなど、何かあると良いと感じました。

委員長：ご意見ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局：権利擁護、意思決定の目標Ⅰの1は、今まで権利擁護だけだったものを、意思決定という部分を追加して、そちらも強化していかなければいけません。一番下の目標Ⅳ、「安心・安全・快適なまちづくりの推進」の「防犯に関する支援」で、詐欺などの啓発事業を、前回のときも考えていました。こういうところは、引き続き支援が必要だと考えております。生活については、目標Ⅱの1です。「自立した地域生活のための支援」で、困窮などの部分が関連してくるかと思っています。

委員長：他にいかがでしょうか。出尽くしたでしょうか。気になるころがあれば、確認でもよろしいかと思しますので、ぜひこの場で共有していただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局：私が基本的にお答えしましたが、私の回答で足りていないところなど、コンサルさんをお願いしたいと思いますので代わります。

コンサル：私から、一部回答をいたします。今回、第5次伊賀市の障がい者福祉計画の大枠の骨子をご議論いただきありがとうございます。こちらの計画期間が5年間ということで、中長期的な計画になります。障がい福祉計画という、国の福祉サービスについての見込み量を策定する計画も、計画期間が3年ですが、その計画も並行しながら進めています。このサービス見込みの計画については、見込み値という形で数字を記載する、より具体的な計画になるかと思えます。その中で副会長様からいただいたサービスの規制の話なども、今回の議論で大きな話になっております。中核市以上は指定の権限がありますが、それ以外の

自治体は都道府県に通知を求めること、具体的に意見を申し伝えることができると、法律の改正になっております。そちらについて具体的に、このサービスについては意見を述べるようにするなど、実際に他の自治体でも、計画に記載するかどうか議論されています。そのような具体的なところも詰めながら、この基本計画のほうにも反映していくのかは、検討していきたいと思っております。さらに、重度の方の支援体制の構築につきましても、福祉サービスの基本指針のほうに、強度行動障害の方について追加事項となっております。こちらについても具体的な成果指標などの追加が必要になっており、福祉計画の中で追加された内容を基本計画へというところでも並行しながら見直しをしていきたいと思っております。

事務局：もう一つ、骨子案のインクルーシブ教育の位置付け、配置の点で、修正をしたいと、今事務局で考えていました。目標Ⅱの1、「一生涯を通じた生活支援システムの充実」に、「インクルーシブ保育・教育の促進」という形で入れたいと思います。骨子案は、この内容で良ければ、次の会に向けて計画の中核案を作成します。施策の位置についてそれで良いか、確認を取らせていただきたいと思います。

委員長：今、事務局から提案があった位置付けの変更について、ご承認いただけますでしょうか。では、承認していただいたということで、これをもとに中間報告を作ってくださいということで、よろしくお願いします。それでは、ここで協議を終えたいと思います。

3 その他

委員長：それでは、3番、その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(参考資料、チラシについて説明)

委員長：他に、委員の皆様、何か情報共有等がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。それでは、第3回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会については、これで終了したいと思います。皆さん、本当にたくさんのご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、次に中間という形で案を出したいと思います。その辺りはまたよろしくお願いします。それでは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいた意見をもとに、

中間案を策定していきたいと思います。次回４回目の策定委員会は、先ほどスケジュールでお示しましたが、９月初旬に会議をしたいと思っております。日程が決まりましたら、早い時期に連絡をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

<閉 会>